

規則公報

三重県教育委員会

四 次

- 規則 ○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 高校教育課 1頁
○ 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則 高校教育課 2頁

規則

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年八月七日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

三重県教育委員会規則第四号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十二年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表一（第一条関係）					別表一（第一条関係）				
高等学校名 (略)	学校 (略)	課程 (略)	学科 (略)	専攻科 (略)	高等学校名 (略)	学校 (略)	課程 (略)	学科 (略)	専攻科 (略)
三重県立川越高等学校		全日制	探究科、国際探究科		三重県立川越高等学校		全日制	普通科、国際文理科	
三重県立上野高等学校		定時制	学際探究科、理数科		三重県立上野高等学校		定時制	普通科、理数科	
三重県立紀南高等学校		(略)	(略)		三重県立紀南高等学校		(略)	(略)	
三重県立熊野青藍高等学校	紀南分校	全日制	普通科、総合学科		三重県立熊野青藍高等学校		全日制	普通科	
	紀南分校	定時制	普通科				(略)	(略)	
		総合学科					(略)	(略)	

別表四（第五十二条の一関係）	
准校長を置く学校名	
三重県立南伊勢高等学校	

別表四（第五十二条の一関係）	
准校長を置く学校名	
三重県立南伊勢高等学校	

附則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 三重県立川越高等学校全日制課程普通科、同国際文理科及び三重県立上野高等学校全日制課程普通科は、改正後の別表一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまで

の間、存続するものとする。

二重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年八月七日

二重県教育委員会教育長 福永和伸

三重県教育委員会規則第五号

二重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

二重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十二年二重県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍縁で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第二条関係） 二重県公立高等学校通学区域					別表（第二条関係） 二重県公立高等学校通学区域				
番号	学区	地域	高等学校	特例	番号	学区	地域	高等学校	特例
二	南部	(略)	(略)	(略)	二	南部	(略)	二重県立木本高等学校	(略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

発 行

津市広明町13番地

三重県教育委員会